

指定管理者候補者選定結果報告書

1 公の施設名

鳥取市出合いの森公園

2 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者候補者として選定された団体

(住所) 鳥取市杉崎470番地1

(団体名) 株式会社谷尾樹楽園

(代表者名) 代表取締役 谷尾 壽 嗣

4 選定された団体が提案した事業内容

●管理運営の基本的な考え方

- ・自然観察会、野外活動等を通じた森林に対する理解の深化、保健及び休養に資する設置目的へ注力。
- ・長年培った管理運営力と植栽管理技術の最大限の発揮。
- ・利用者のニーズに応えながら、さらなる利用者の増加に努める。

●施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

ア 森林への理解を深める事業への取組内容

- ・他団体との共催や長年の人脈を活かした外部講師を招いてのイベント、鳥取市ボランティア団体や自主サークル等と連携し、幅広いイベントの企画を計画。

イ サービスの向上策について

- ・植栽管理仕様水準に囚われない管理の実施と快適な公園環境の継続。
- ・様々な情報発信手法を用いた公園の魅力の最大限のPR。
- ・サービスチェックリスト等を作成しており、質の高いサービス維持、向上を継続。

●施設設備の保守管理

ア 施設設備等の維持管理、安全・衛生管理に向けた考え方

- ・安全で快適な利用のため、毎日定期的な巡回パトロール及び施設点検を実施。
- ・利用者の要望があった場合は、県と市に速やかに協議し、安全性・緊急性を第一とした対応。

イ 清掃

- ・施設内のトイレ、管理棟ホールを毎日清掃等により衛生管理の徹底。

ウ 外部委託の考え方

- ・トイレ清掃は鳥取市シルバー人材センターへ委託。

- ・保守点検業務、警備業務は過去の実績を加味して、3社程度に見積をとり選定、再委託。
- ・県内に適切な業務を履行できる業者がない場合を除き、県内業者への発注に努める。

5 選定の理由

当団体は、平成18年4月の指定管理者制度開始以来、当該施設の管理運営を行ってきました。その実績として、公園の風致景観及び付属施設の適正な維持・管理が高く評価できること、森林公園としての特性を踏まえた各種イベントの企画・実施により、施設の効用発揮が十分に期待できることなどが総合的に評価された「株式会社谷尾樹楽園」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取県農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（鳥取県立とっとり出合いの森審査委員会）及び鳥取市農林水産部鳥取市出合いの森公園指定管理者選考委員会合同委員会

7 配点

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること(県指定手続条例第5条第1号及び市指定手続条例第4条第1号)。	○管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針等 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること(県指定手続条例第5条第2号及び市指定手続条例第4条第2号)。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 森林に対する理解を深めるための事業の内容は適切か、利用者の要望を踏まえたサービスの向上、利用促進に向けた取り組み ○施設管理 (施設設備の維持及び衛生管理等) ○開園時間等 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護等への対応 ○利用者等の要望の把握	45点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること(県指定手続条例第5条第2号及び市手数料条例第4条第2号)。	○収支計画及び見積内容 ○県及び市の指定管理料額の多寡	20点

4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること(県指定手続条例第5条第3号及び市指定手続条例第4条第3号)。	<ul style="list-style-type: none"> ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価 	35点
---	---	--	-----

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

団体名	評価項目	審査委員						得点 合計
		A	B	C	D	E	F	
株式会社 谷尾樹楽園	【選定基準1】 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること(指定手続条例第5条第1号及び市指定手続条例第4条第1号)。	適	適	適	適	適	適	適
	【選定基準2】 施設の効用を最大限に発揮させるものであること(指定手続条例第5条第2号及び市指定手続条例第4条第2号)。	37.5	28.5	41	44	28	22	201
	【選定基準3】 管理に係る経費の効率化が図られるものであること(指定手続条例第5条第2号及び市手数料条例第4条第2号)。	16	14	18	14	15	14	91

	【選定基準4】 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続条例第5条第3号及び市指定手続条例第4条第3号)。	21.6	12.8	23.6	26	18.6	17.2	119.8
	計	75.1	55.3	82.6	84	61.6	53.2	411.8

9 問い合わせ先

鳥取市農林水産部林務水産課

電話番号 (0857) 30-8311